

第2部

基本計画・総論

第1章 基本計画の基本的事項

第1節 計画の位置付け

基本計画は、基本構想を実現するための施策及びその目標を総合的かつ体系的に示すものです。施策等を体系化するに当たり、「都市整備分野」「産業振興分野」「市民生活・環境分野」「保健福祉分野」「教育・文化・スポーツ分野」「行財政分野」の6つの分野を設定しました。また、各分野では、現状、課題と対応の方向性、基本方針、施策の成果目標及び施策の内容を示します。

- ◆「都市整備分野」
- ◆「産業振興分野」
- ◆「市民生活・環境分野」
- ◆「保健福祉分野」
- ◆「教育・文化・スポーツ分野」
- ◆「行財政分野」

第2節 計画期間と目標年次

計画期間は、序論に示すとおり、令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)までの5年間とします。

基本計画は、時代の変化に柔軟に対応できるよう、計画期間を前期と後期の2期に分けて、それぞれの期間を対象としたものを策定します。

- ◆前期基本計画：計画期間：令和4年度(2022年度)～令和8年度(2026年度)
目標年次：令和8年度(2026年度)
- ◆後期基本計画：計画期間：令和9年度(2027年度)～令和13年度(2031年度)
目標年次：令和13年度(2031年度)

第3節 施策体系図

計画の体系

将来都市像 豊かな自然と人々の絆に包まれ 人やまち、文化を育む 安全・安心なまち あきる野

基本理念1 豊かな自然と調和したまちづくりを進めよう

基本理念2 地域の特性を生かした、活力あふれるたくましいまちづくりを進めよう

基本理念3 安全・安心なまちづくりを進めよう

基本理念4 お互いが支え合い、育て合うまちづくりを進めよう

施策の大綱

| | | |
|-------------------------|-----|----------------------------------|
| 第1章 都市整備 分野 | 第1節 | 快適で住み続けられる都市づくりの推進 |
| | 第2節 | 緑豊かで良好な都市景観の形成 |
| | 第3節 | 安全で利便性の高い都市基盤の充実 |
| 第2章 産業振興 分野 | 第1節 | 地域特性を生かした産業振興の促進 |
| | 第2節 | 活力ある商工業の振興 |
| | 第3節 | あるきたくなる街あきる野を目指した観光業の振興 |
| | 第4節 | 消費者志向に合わせた都市型農業の推進 |
| | 第5節 | 健全な森林の育成・自然と調和した林業の推進 |
| | 第6節 | 秋川の資源を活用した水産振興の推進 |
| 第3章 市民生活・ 環境分野 | 第1節 | 連帯・交流に支えられた豊かな地域社会の形成と多文化共生社会の推進 |
| | 第2節 | 安全な暮らしを守る地域づくりの推進 |
| | 第3節 | 清潔で快適な循環型社会システムの構築 |
| | 第4節 | 水と緑に恵まれた生活環境づくりの推進 |
| 第4章 保健福祉 分野 | 第1節 | 市民が生涯を通じて健康で安心して暮らせる保健・医療等の充実 |
| | 第2節 | 安心して子どもを産み育てられる環境の整備 |
| | 第3節 | 障がい者が地域社会で安心して生活できる福祉の充実 |
| | 第4節 | 高齢者が安心して生活できる福祉の充実 |
| | 第5節 | 地域福祉の推進 |
| 第5章 教育・文化・ スポーツ分野 | 第1節 | 人権尊重教育の推進 |
| | 第2節 | 生涯学習社会の振興 |
| | 第3節 | 青少年の健全育成の推進 |
| | 第4節 | 個性を生かす学校教育の充実 |
| | 第5節 | 社会教育の推進 |
| 第6章 行財政 分野 | 第1節 | 財政運営の健全化 |
| | 第2節 | 行政体制・行政サービスの適正化・最適化 |
| | 第3節 | 組織・人事体制の活性化 |
| | 第4節 | 協働によるまちづくりの推進 |
| | 第5節 | 広域行政・広域連携の推進 |

国土強靱化地域計画

第2章 まちづくりのテーマと重点施策

第1節 前提条件の整理

将来都市像の実現に向け、基本理念に基づくまちづくりを推進するためには、6つの分野に位置付けた個別施策を推進するだけでなく、基本理念と施策、施策相互の関連性を意識する必要があります。

このため、将来都市像や基本理念を踏まえ、分野を超えた「まちづくりのテーマ」を設定するとともに、国の動向、社会経済状況、市民ニーズ等を踏まえた「重点施策」を設定し、6つの分野ごとの個別施策から重点施策に関連する個別施策を抽出・設定しました。

◆まちづくりのテーマ、重点施策の設定の考え方



第2節 重点施策の設定

(1) 「まちづくりのテーマ」の設定

第1次計画・後期基本計画では「東京のふるさと・あきる野」の魅力と価値を再認識し、成熟した社会におけるまちづくりを進めるため、社会情勢の変化に対応した3つのテーマを設定し、重点施策を抽出しました。

◆第1次計画・後期基本計画における3つのテーマ

- 1 安全・安心なまち
- 2 みんなが快適でいきいき暮らせるまち
- 3 あきる野らしさを活かした活気あるまち

第2次計画・前期基本計画では、第1次計画・後期基本計画の3つのテーマを踏まえ、基本構想に定めた「将来都市像」「基本理念」に基づき、「まちづくりのテーマ」を設定します。テーマの設定に当たって着目した点は、次のとおりです。



◆着目した点

- 1 多くの市民が本市の長所と考えている「豊かな自然」の保全の必要性
- 2 自然災害の発生リスクの高まり等を背景とした「安全」「安心」の確保の必要性
- 3 「住みよさ」「快適さ」を強く求める市民の意向を踏まえながら、人口減少に対応したまちづくりの必要性
- 4 持続的なまちの発展に不可欠な「人づくり(支え合い・育成)」の必要性
- 5 技術革新に伴う社会経済構造の変化や地域間競争の激化等を踏まえた地域の「活力」維持の必要性
- 6 「あきる野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の継続の必要性

着目した点を踏まえ、次の1～4の「まちづくりのテーマ」を設定するとともに、テーマに沿ったまちづくりを効率的に実現していくため、市内外から、住み続けたいと思われる魅力的なまちとなるよう、本市の魅力発信等に着目した5つ目の「まちづくりのテーマ」を設定しました。

◆まちづくりのテーマ

- 1 豊かな自然と調和したまち
- 2 あきる野らしさを生かした活気あふれるたくましいまち
- 3 快適で安全・安心なまち
- 4 みんなが支え合い、育て合うまち
- 5 住み続けたい魅力的なまち

第2章 まちづくりのテーマと重点施策

(2)「まちづくりのテーマ」に沿った「重点施策」の設定

総合計画

基本構想

将来都市像 豊かな自然と人々の絆に包まれ 人やまち、文化を育む 安全・安心なまち あきる野

基本理念1 豊かな自然と調和したまちづくりを進めよう

基本理念2 地域の特性を生かした、活力あふれるたくましいまちづくりを進めよう

基本理念3 安全・安心なまちづくりを進めよう

基本理念4 お互いが支え合い、育て合うまちづくりを進めよう

まちづくり
の方向性
(施策の大綱)

都市
整備

産業
振興

環境
市民
生活・

保健
福祉

教育・文化
スポーツ

行財
政

基本計画

重点施策

まちづくりのテーマ

1 豊かな自然と
調和したまち

水と緑の
確保
(河川・緑)

水と緑の
確保
(森林整備)

水と緑の
確保
(緑・清流)
生物多様性
の保全

2 あきる野らしさを
生かした
活力あふれる
たくましいまち

地域資源
の保全・
活用
(緑・川)

地域資源の
保全・活用
(農産物等)
総合的な産業
振興策の推進

地域資源の
保全・活用
(生物)

地域資源の
保全・活用
(伝統芸能)

3 快適で安全・
安心なまち

人口減少に対応
した持続可能な
まちづくりの
推進
(住宅・交通等)

ゼロカーボン
シティへの
挑戦
(森林整備等)

ゼロカーボン
シティへの
挑戦
防災・減災の
更なる推進

保健・医療等
の充実

人口減少社会
に対応した
持続可能な
まちづくりの
推進(公共施設)
自治体DXの推進

4 みんなが支え合い、
育て合うまち

社会参加の
環境づくり

子育て支援の充実
地域・家庭における
青少年の健全育成
フレイル予防と
介護基礎整備の
推進

地域・家庭における
青少年の健全育成
デジタル化に対応した
学校教育の推進
社会参加の環境づくり
社会教育の推進
芸術文化活動の推進
スポーツの推進

5 住み続けたい
魅力的なまち

観光プロ
モーション
の推進

市政情報
の発信

シティプロ
モーション
の推進
市政情報の
発信

第3節 個別施策の抽出・設定

5つのテーマごとに、重点施策を設定し、関連する個別施策を抽出・設定しました。

◆テーマ1 豊かな自然と調和したまち

本市は、秋川、平井川等の河川と、森林や緑地、公園の緑など、郊外や市街地に多くの緑を有しています。森林等の緑の面積は、市域の約7割に及び、これらの清らかな水と豊かな緑は、本市の最大の特徴となっています。また、市域の北部や南部の河岸段丘*を中心に、多くの湧水が存在し、本市は、都内にありながら、自然が豊かなまちとして、広く認知されています。豊かな自然環境は、多くの市民から、本市の長所の一つとされ、本市の財産の一つであることから、将来にわたって引き継いでいけるよう、水と緑の確保に取り組めます。

→重点施策「水と緑の確保」を設定

本市の豊かな自然には、様々な動物や植物が息づいており、その中には、貴重な種も含まれています。こうしたことを背景に、本市は、都内でも数少ない「生物多様性地域戦略」を策定しています。今後も豊かな生物多様性*を保全していくため、同戦略に基づき、希少動植物の保護、外来種対策の推進などに取り組めます。

→重点施策「生物多様性*の保全」を設定

テーマ1 「豊かな自然と調和したまち」の重点施策

- ・水と緑の確保
- ・生物多様性*の保全

第2章 まちづくりのテーマと重点施策

◆テーマ1 豊かな自然と調和したまち 重点施策と個別施策

| 重点施策 | 個別施策(取組) | 該当頁 |
|-----------|---------------------------------|-----|
| 水と緑の確保 | 第1章第2節1-① 緑確保の推進 | 86 |
| | 第1章第2節2-① 公園・緑地の適正管理 | 86 |
| | 第1章第2節2-② 崖線の緑地の保全 | 86 |
| | 第1章第3節4-① 河川の整備・維持管理 | 89 |
| | 第2章第5節2-① 公益的機能の発揮を重視した森林施業の推進 | 103 |
| | 第2章第5節2-② 市民や企業などとの協働による森づくりの推進 | 103 |
| | 第3章第4節2-① 河川及び湧水池の水質保全 | 120 |
| | 第3章第4節2-② 雨水対策の推進 | 120 |
| | 第3章第4節3-① 保存緑地*や公開緑地*の指定の推進 | 121 |
| | 第3章第4節3-② 公共施設及び民間施設の緑化の推進 | 121 |
| 生物多様性*の保全 | 第3章第4節1-① 自然環境の保全の推進 | 120 |
| | 第3章第4節1-② 希少動植物保護の推進 | 120 |
| | 第3章第4節1-③ 外来種対策の推進 | 120 |



◆テーマ2 あきる野らしさを生かした活気あふれるたくましいまち

本市には、都内近郊にありながら、緑豊かな山々や清流などの恵まれた自然、豊富な観光資源や農業資源、地域の歴史を物語る文化遺産や郷土芸能が存在しており、これらは、本市の地域資源の一つとなっています。

本市の地域経済力を更に高めるため、これらの地域資源を市民と共に守り育て、後世に引き継ぐとともに、本市に潤いをもたらす存在として、更に磨き上げるために、農業振興に向けた販売施設の拡充などの各種の取組を進めます。

→重点施策「地域資源の保全・活用」を設定

圏央道等の整備により、本市の利便性は向上し、企業立地の可能性等が増しています。

また、既存の商店街においては、商工会や関係機関等により、起業や創業、空き店舗対策等が進められ、一部の地域では、空き店舗への出店に結びついた事例もあります。

本市の地域経済力を更に高めるため、道路交通網を生かした企業立地のほか、新たな企業と連携したまちづくり等を進めるとともに、商店街の活性化等に引き続き取り組みます。

→重点施策「総合的な産業振興策の推進」を設定

テーマ2 「あきる野らしさを生かした活気あふれるたくましいまち」の重点施策

- 地域資源の保全・活用
- 総合的な産業振興策の推進

第2章 まちづくりのテーマと重点施策

◆テーマ2 あきる野らしさを生かした活気あふれるたくましいまち 重点施策と個別施策

| 重点施策 | 個別施策(取組) | 該当頁 |
|------------------|--|-----|
| 地域資源の 保全・活用 | 第1章第2節1-① 緑確保の推進 | 86 |
| | 第2章第3節3-③ 地域資源を生かしたツーリズムの確立 | 98 |
| | 第2章第4節2-① 農産物の販売施設の拡充 | 100 |
| | 第2章第4節2-③ 農産物のブランド化の推進 | 101 |
| | 第2章第4節3-② 遊休農地*の利用集積等による農業生産の拡大と農地の有効活用の促進 | 101 |
| | 第2章第5節1-② 生産基盤の整備の推進 | 103 |
| | 第2章第5節1-③ 多摩産材*の利用拡大の推進 | 103 |
| | 第2章第6節1-② 江戸前アユ*のブランド化 | 105 |
| | 第3章第4節1-① 自然環境の保全の推進 | 120 |
| | 第5章第5節3-② 伝統芸能保存活動の支援 | 154 |
| 総合的な産業 振興策の推進 | 第2章第1節1-② 計画的な企業立地の推進 | 93 |
| | 第2章第1節1-③ 産業振興体制の強化 | 93 |
| | 第2章第2節1-① 商工業者の育成 | 95 |
| | 第2章第2節1-② 起業・創業の支援 | 95 |
| | 第2章第2節2-① 活力と魅力ある商店街づくりの推進 | 95 |
| | 第2章第2節2-② 空き店舗の活用の促進 | 95 |

◆テーマ3 快適で安全・安心なまち

地球温暖化*による気候変動は、市民生活にも深刻な影響を及ぼしているとされ、国際的にも地球温暖化*対策の推進が求められています。我が国においても、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ(ゼロカーボンシティ*)を進めるとされていることから、本市においても、市民や事業者との連携の下、森づくりやごみの減量など、様々な取組を通じて、地球温暖化*対策を推進します。

→重点施策「ゼロカーボンシティ*への挑戦」を設定

東日本大震災の記憶と経験に加え、近年、気候変動の影響による大雨等の発生リスクが増していることから、災害に対する関心の高まりとともに、災害に強いまちづくりの取組が求められています。このため、地域防災力の強化に向け、自助・共助の考えの浸透と市民の防災意識の醸成を図るとともに、防災リーダーの育成、消防力の充実等に取り組めます。また、災害等による被害を最小限に抑え、速やかな復旧復興ができるよう、国土強靱化に取り組めます。

→重点施策「防災・減災の更なる推進」を設定

人口減少や高齢化の進行が確実である中、市民が快適に住み続けられるまちづくりが必要です。このため、適正な土地利用を促すとともに、空き家対策や汚水処理の在り方の検討、公共施設等の総合管理などに取り組めます。また、交通弱者の増加を見据えながら、公共交通等の充実に取り組めます。

→重点施策「人口減少社会に対応したまちづくりの推進」を設定

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴い、保健・医療等への関心が大きく高まっています。こうしたことを踏まえ、誰もが安心して日常を過ごすことができるよう、健康づくりや予防体制、感染症対策、保健・医療提供体制の充実に取り組めます。

→重点施策「保健・医療等の充実」を設定

国では、社会全体のデジタル化の一環として、市民の利便性の向上に向け、自治体DXを進めることとしています。市においても、こうした国の動きに対応し、情報セキュリティ対策の強化等を図りながら、行政手続のオンライン化などの自治体DXに取り組めます。

→重点施策「自治体DXの推進」を設定

第2章 まちづくりのテーマと重点施策

テーマ3 「快適で安全・安心なまち」の重点施策

- ・ゼロカーボンシティ*への挑戦
- ・防災・減災の更なる推進
- ・人口減少社会に対応した持続可能なまちづくりの推進
- ・保健・医療等の充実
- ・自治体DXの推進

◆テーマ3 快適で安全・安心なまち 重点施策と個別施策

| 重点施策 | 個別施策(取組) | 該当頁 |
|---|------------------------------------|-----|
| ゼロカーボンシティ*への挑戦 | 第2章第5節2-① 公益的機能の発揮を重視した森林施業の推進 | 103 |
| | 第2章第5節2-② 市民や企業などとの協働による森づくりの推進 | 103 |
| | 第3章第3節1-① ごみの適正処理(分別・収集運搬・処分)体制の構築 | 117 |
| | 第3章第3節1-② ごみ減量化の推進 | 118 |
| | 第3章第3節1-③ 食品ロス削減の推進 | 118 |
| | 第3章第3節2-① リサイクルシステムの充実 | 118 |
| | 第3章第3節2-② 資源回収の推進 | 118 |
| | 第3章第3節2-③ ごみの堆肥化の促進 | 118 |
| | 第3章第3節3-① 国や東京都と連携した地球温暖化*対策の推進 | 118 |
| 第3章第3節3-② 市役所で使用する車両への次世代自動車*等の導入の検討・推進 | 118 | |
| 防災・減災の更なる推進 | 第3章第2節1-① 防災施設・設備等の充実 | 114 |
| | 第3章第2節1-② 人材の育成や地域防災力の強化 | 114 |
| | 第3章第2節1-③ 消防力の充実 | 114 |
| | 第3章第2節1-④ 避難行動要支援者*の支援体制づくりの推進 | 114 |
| | 第3章第2節1-⑤ 住宅の耐震化の推進 | 114 |
| | 第3章第2節1-⑥ 国土強靱化の推進 | 115 |
| | 第3章第2節1-⑦ 防災・減災に対する外部連携の強化 | 115 |



| 重点施策 | 個別施策(取組) | 該当頁 |
|--------------------------|---|-----|
| 人口減少社会に対応した持続可能なまちづくりの推進 | 第1章第1節1-① 地区の特性に応じた適正な土地利用の推進 | 83 |
| | 第1章第3節2-① 既存の公共交通の維持及び利便性の向上 | 89 |
| | 第1章第3節2-② 地域公共交通ネットワークの形成に向けた公共交通対策の検討・推進 | 89 |
| | 第6章第2節2-① 公共施設等の総合管理の推進 | 161 |
| 保健・医療等の充実 | 第4章第1節1-① 各種健康診査・検診等の充実 | 125 |
| | 第4章第1節1-② 地域における健康づくりの推進 | 126 |
| | 第4章第1節1-⑤ 心の健康づくりの推進 | 126 |
| | 第4章第1節2-① 予防接種の促進・充実 | 126 |
| | 第4章第1節2-② 感染症対策の充実 | 126 |
| | 第4章第1節3-① 医療と福祉の連携及び強化 | 126 |
| 自治体DXの推進 | 第6章第2節1-① ICT*の利活用の促進 | 160 |
| | 第6章第2節1-② 情報セキュリティ対策の強化 | 160 |
| | 第6章第3節1-① 効率的・効果的な組織の見直し | 163 |
| | 第6章第4節2-① 市政情報の共有化 | 165 |

第2章 まちづくりのテーマと重点施策

◆テーマ4 みんなが支え合い、育て合うまち

人口減少時代が本格化する中、本市が持続的に発展していくためには、定住人口の維持・増加が必要です。そのためには、市民等が住み続けたい、また、多くの市外の方が本市に移り住みたいと思う環境づくりが必要です。このため、乳幼児から高齢者まで、あらゆるライフステージに対応した支援等に取り組み、地域においてみんなが支え合い、いきいきと暮らしながら育て合うことができるまちづくりを進めます。

働き手であり地域の担い手でもある若年層が、安心して出産し、子育てと仕事の両立ができ、本市において健やかに暮らせるよう、乳幼児の健康診査の実施、子ども・子育てに関する相談窓口の充実、地域における子ども・子育て支援の推進など、子育て支援の充実に取り組みます。

→重点施策「子育て支援の充実」を設定

本市の地域コミュニティ*に着目し、子どもたちの健全育成に当たっては、学校、家庭及び地域の連携により、防犯活動等の見守りや、教育環境の充実に取り組みます。また、国による教育のデジタル化が進められていることを踏まえ、教育環境の整備などに加え、各学校の創意工夫の下、ICT*教育の充実に取り組みます。

→重点施策「地域・家庭における青少年の健全育成」「デジタル化に対応した学校教育の推進」を設定

町内会・自治会は、本市において地域コミュニティ*の中心的な役割を果たしており、まちづくり等で果たす役割は、更に重要になっています。また、様々な主体による子どもたちの育成や伝統芸能の保存活動は、地域におけるつながりの創出や歴史文化の保存・伝承に貢献しています。こうした人と人との結び付きは、人の営みにおいて重要なものであることから、町内会・自治会への加入促進など、社会参加の環境づくりに取り組みます。

→重点施策「社会参加の環境づくり」を設定

高齢化の更なる進行が予測される中、市民が輝き続けられる社会を実現するためには、健康寿命*を延ばす取組のほか、高齢者や介護者が安心して暮らせるまちづくりが必要です。こうしたことから、介護予防・フレイル予防*を推進するとともに、介護人材の確保や介護保険事業の基盤の整備など、高齢者や介護者を社会や地域で支える仕組みづくりに取り組みます。

→重点施策「フレイル予防*と介護基盤整備の推進」を設定

社会教育活動、芸術文化活動及びスポーツ活動は、あらゆる世代の市民等に学習や体験の機会を提供するとともに、心身の健康増進や体力向上につながり、生活に潤いをもたらしてくれるものです。また、社会教育活動等を通じて、様々な仲間が増えるなど、人と人との絆の創出も期待されます。こうしたことから、社会教育等の推進に取り組みます。

→重点施策「社会教育の推進」「芸術文化活動の推進」「スポーツの推進」を設定



テーマ4 「みんなが支え合い、育て合うまち」の重点施策

- ・子育て支援の充実
- ・地域・家庭における青少年の健全育成
- ・デジタル化に対応した学校教育の推進
- ・社会参加の環境づくり
- ・フレイル予防*と介護基盤整備の推進
- ・社会教育の推進
- ・芸術文化活動の推進
- ・スポーツの推進

◆テーマ4 みんなが支え合い、育て合うまち 重点施策と個別施策

| 重点施策 | 個別施策(取組) | 該当頁 |
|-------------------------------------|--------------------------------|------------------------|
| 子育て支援の充実 | 第4章第2節1-① 幼児教育・保育の充実 | 128 |
| | 第4章第2節1-② 成長段階に応じた健全育成 | 128 |
| | 第4章第2節1-③ 特に支援を必要とする子どもへの支援の充実 | 128 |
| | 第4章第2節2-① 母子とその家族の健康の保持・増進 | 129 |
| | 第4章第2節2-② 子ども・子育てに関する相談窓口の充実 | 129 |
| | 第4章第2節2-③ 子育てに対する意識啓発と情報提供 | 129 |
| | 第4章第2節2-④ 子育てしやすい支援体制の充実 | 129 |
| | 第4章第2節2-⑤ ひとり親家庭等への支援の充実 | 129 |
| | 第4章第2節3-① 子どもの安全・安心の確保 | 129 |
| | 第4章第2節3-② 子育てを支援する生活環境等の整備 | 129 |
| | 第4章第2節3-③ 地域における子ども・子育て支援の推進 | 129 |
| | 第4章第2節3-④ 仕事と子育ての両立の推進 | 129 |
| | 地域・家庭における青少年の健全育成 | 第4章第2節3-① 子どもの安全・安心の確保 |
| 第5章第3節2-① 健全育成活動の充実 | | 147 |
| 第5章第3節2-② 学校・家庭・地域の連携及び協働による教育環境の充実 | | 148 |

第2章 まちづくりのテーマと重点施策



| 重点施策 | 個別施策(取組) | 該当頁 |
|-----------------------|--------------------------------------|-----|
| 地域・家庭における 青少年の健全育成 | 第5章第3節2-③ 子ども・若者の社会参加及び社会的自立の支援の検討 | 148 |
| デジタル化に対応 した学校教育の推進 | 第5章第4節1-② ICT*教育の充実 | 150 |
| | 第5章第4節1-⑥ 教員の資質・能力の向上と働き方改革 | 151 |
| | 第5章第4節2-① 情報化社会に対応した教育環境の整備 | 151 |
| 社会参加の 環境づくり | 第3章第1節1-① 町内会・自治会への加入の促進 | 110 |
| | 第3章第1節1-② 町内会・自治会の活性化の支援 | 110 |
| | 第5章第3節2-① 健全育成活動の充実 | 147 |
| | 第5章第5節3-② 伝統芸能保存活動の支援 | 154 |
| フレイル予防*と 介護基盤整備の推進 | 第4章第4節1-① 健康づくりへの支援 | 135 |
| | 第4章第4節1-② 介護予防・フレイル予防*の推進 | 135 |
| | 第4章第4節3-① 介護人材の確保・定着・育成 | 135 |
| | 第4章第4節3-② 介護サービスの質の確保 | 135 |
| | 第4章第4節3-③ 介護保険事業の基盤の整備 | 135 |
| | 第4章第4節3-④ 自立した生活への支援 | 135 |
| | 第4章第4節3-⑤ 家族介護者への支援 | 136 |
| 社会教育の推進 | 第5章第5節1-② 社会教育事業の充実 | 153 |
| 芸術文化活動の 推進 | 第5章第5節2-① 芸術文化事業の充実 | 153 |
| スポーツの推進 | 第5章第5節4-① ライフステージ、ライフスタイルに応じたスポーツの推進 | 154 |
| | 第5章第5節4-③ 市の特性を生かしたスポーツの推進 | 154 |



◆テーマ5 住み続けたい魅力的なまち

人口減少時代が本格化する中、本市が持続的に発展していくためには、定住人口の維持・増加のほか、交流人口*や、国が提唱する関係人口*の概念を取り入れながら、観光等で本市を訪れる方や、様々な形で本市に関わる方を増やしていくことが重要です。

このため、本市にお住まいの方に住み続けてもらえるよう、また、本市に関わる方等を増やすため、本市の魅力を知ってもらえるよう、観光プロモーションなどの様々な機会を通じて、本市の魅力を発信します。

また、本市に住み続けてもらうためには、本市への愛着を深め、誇りをもってもらえることが重要です。そのためには、本市のことをよく知り、まちづくりに参画いただく必要があることから、地域コミュニティ*の中心である町内会・自治会の加入促進や、協働のまちづくり等に取り組めます。

さらに、新型コロナウイルス感染症の収束等も見据え、海外からの来訪者等に分かりやすい表示等に取り組み、外国人にとってやさしいまちづくりを進めます。

→重点施策「観光プロモーションの推進」「シティプロモーションの推進」「市政情報の発信(市民に対する魅力の発信、共有)」を設定

テーマ5 「住み続けたい魅力的なまち」の重点施策

- ・観光プロモーションの推進
- ・シティプロモーションの推進
- ・市政情報の発信(市民に対する魅力の発信、共有)

第2章 まちづくりのテーマと重点施策

◆テーマ5 住みたい魅力的なまち 重点施策と個別施策

| 重点施策 | 個別施策(取組) | 該当頁 |
|-----------------------------|-------------------------------------|-----|
| 観光プロモーションの推進 | 第2章第3節1-① 観光プロモーション事業の推進 | 97 |
| | 第2章第3節1-② 広域観光連携事業の推進 | 97 |
| | 第2章第3節1-③ 観光関連組織等との連携強化 | 97 |
| | 第2章第3節3-⑤ 観光と地域文化関連情報の総合的・多角的なPRの推進 | 98 |
| シティプロモーションの推進 | 第6章第4節2-④ シティプロモーションの推進 | 166 |
| 市政情報の発信 (市民に対する魅力の発信、共有) | 第3章第1節1-① 町内会・自治会への加入の促進 | 110 |
| | 第3章第1節2-① 外国人にやさしいまちづくりの推進 | 110 |
| | 第6章第4節1-① 協働のまちづくりの推進 | 165 |
| | 第6章第4節2-① 市政情報の共有化 | 165 |
| | 第6章第4節2-② 広報の充実 | 166 |

第3章 基本計画とSDGsの関連性

第1節 SDGsの位置付けと考え方

平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択されたSDGsは、17の目標と169の具体的目標で構成された国際社会共通の目標であり、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、総合的に取り組むこととしています。

国においても、平成28年(2016年)に、政府内にSDGs推進本部を設置するとともに、SDGs実施方針を策定し、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」旨と、SDGs達成に向けた自治体の役割や、自治体に取り組むことの重要性を示しました。

これらのことから、本市においても、SDGsの達成に向け、取組を進めていく必要があります。先に示したとおり、SDGsは、経済・社会・環境といった広範囲な課題を対象としており、基本計画に位置付けた施策の対象と同様であることから、本市では、基本計画の各種施策を着実に推進することで、基本構想に掲げる将来都市像の実現とSDGsの達成を目指すこととします。

第2節 SDGsと施策との関連性

SDGsに掲げられた17の目標と169の具体的目標は、国際的な視点で設定されています(図6、次頁に掲載)。

第1章

第2章

まちづくりのテーマと重点施策

第3章

基本計画とSDGsの関連性

第4章

第5章

第3章 基本計画とSDGsの関連性

| | | | |
|---|---|--|--|
|  1 貧困をなくそう | 目標1【貧困】 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる |  2 飢餓をゼロに | 目標2【飢餓】 飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する |
|  3 すべての人に健康と福祉を | 目標3【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する |  4 質の高い教育をみんなに | 目標4【教育】 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する |
|  5 ジェンダー平等を実現しよう | 目標5【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う |  6 安全な水とトイレを世界中に | 目標6【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する |
|  7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに | 目標7【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する |  8 働きがいも経済成長も | 目標8【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する |
|  9 産業と技術革新の基盤をつくろう | 目標9【インフラ、産業化、イノベーション】 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る |  10 人や国の不平等をなくそう | 目標10【不平等】 国内及び各国家間の不平等を是正する |
|  11 住み続けられるまちづくりを | 目標11【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する |  12 つくる責任 つかう責任 | 目標12【持続可能な消費と生産】 持続可能な消費生産形態を確保する |
|  13 気候変動に具体的な対策を | 目標13【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる |  14 海の豊かさを守ろう | 目標14【海洋資源】 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する |
|  15 陸の豊かさも守ろう | 目標15【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する |  16 平和と公正をすべての人に | 目標16【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する |
|  17 パートナリシップで目標を達成しよう | 目標17【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する | | |

図6 SDGsに掲げられた17の目標

参考:外務省「持続可能な開発目標(SDGs)と日本の取組」

このため、国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG(United Cities & Local Governments)が示す視点を基本にして、基本計画の施策とSDGsの目標との関連性を対照表として整理しました(図7、72頁に掲載)。

【図7の見方】

SDGsの17の目標を記載

| 章 | 節 | 持続可能な開発目標(SDGs) | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|--------------------|-----------------|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| 11 | 快適に住み続けられる都市づくりの推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12 | 緑豊かで良好な都市景観の形成 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 13 | 安全で利便性の高い都市基盤の充実 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

基本計画の施策を章・節ごとに記載

各施策とSDGsの各目標とで関わりが深い箇所に「○」を表示しています。この施策の推進により、SDGsの達成を目指すこととします。



第1章

第2章

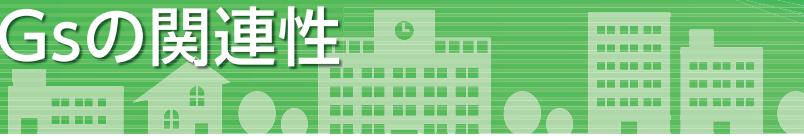
第3章

基本計画とSDGsの関連性

第4章

第5章

第3章 基本計画とSDGsの関連性



| 章節 | 節 | SDGsの目標 | | | | |
|----|----------------------------------|-----------|----------|----------------|---------------|-----------------|
| | | 1 貧困をなくそう | 2 飢餓をゼロに | 3 すべての人に健康と福祉を | 4 質の高い教育をみんなに | 5 ジェンダー平等を実現しよう |
| 11 | 快適で住み続けられる都市づくりの推進 | | | | | |
| 12 | 緑豊かで良好な都市景観の形成 | | | | | |
| 13 | 安全で利便性の高い都市基盤の充実 | | | ○ | | |
| 21 | 地域特性を生かした産業振興の促進 | | | | | |
| 22 | 活力ある商工業の振興 | | | | | |
| 23 | あるきたくなる街あきる野を目指した観光業の振興 | | | | | |
| 24 | 消費者志向に合わせた都市型農業の推進 | | ○ | | | |
| 25 | 健全な森林の育成・自然と調和した林業の推進 | | | | | |
| 26 | 秋川の資源を活用した水産振興の推進 | | ○ | | | |
| 31 | 連帯・交流に支えられた豊かな地域社会の形成と多文化共生社会の推進 | | | | ○ | |
| 32 | 安全な暮らしを守る地域づくりの推進 | ○ | | ○ | ○ | |
| 33 | 清潔で快適な循環型社会システムの構築 | | | ○ | | |
| 34 | 水と緑に恵まれた生活環境づくりの推進 | | | | | |
| 41 | 市民が生涯を通じて健康で安心して暮らせる保健・医療等の充実 | | ○ | ○ | | |
| 42 | 安心して子どもを産み育てられる環境の整備 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 43 | 障がい者が地域社会で安心して生活できる福祉の充実 | ○ | | ○ | ○ | |
| 44 | 高齢者が安心して生活できる福祉の充実 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 45 | 地域福祉の推進 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 51 | 人権尊重教育の推進 | ○ | | | ○ | ○ |
| 52 | 生涯学習社会の振興 | | | | ○ | |
| 53 | 青少年の健全育成の推進 | | | | ○ | |
| 54 | 個性を生かす学校教育の充実 | | | ○ | ○ | ○ |
| 55 | 社会教育の推進 | | | ○ | ○ | |
| 61 | 財政運営の健全化 | | | | | |
| 62 | 行政体制・行政サービスの適正化・最適化 | | | | | ○ |
| 63 | 組織・人事体制の活性化 | | | | | |
| 64 | 協働によるまちづくりの推進 | | | | ○ | |
| 65 | 広域行政・広域連携の推進 | ○ | | ○ | ○ | |

図7 SDGsの目標



持続可能な開発目標 (SDGs)

| 6 安全な水とトイレ を世界中に | 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに | 8 働きがいも 経済成長も | 9 産業と技術革新の 基盤をつくらう | 10 人や国の不平等 をなくそう | 11 住み続けられる まちづくりを | 12 つくる責任 つかう責任 | 13 気候変動に 具体的な対策を | 14 海の豊かさを 守ろう | 15 陸の豊かさも 守ろう | 16 平和と公正を すべての人に | 17 パートナーシップで 目標を達成しよう |
|------------------------|-----------------------------|---------------------|--------------------------|------------------------|-------------------------|----------------------|------------------------|---------------------|---------------------|------------------------|-----------------------------|
| | | | ○ | | ○ | | | | | | |
| ○ | | | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ |
| ○ | | | ○ | | ○ | | | ○ | | | ○ |
| | | ○ | ○ | | | | | | | | ○ |
| | | ○ | ○ | | | | | | | | |
| ○ | | ○ | | | ○ | ○ | | | | | ○ |
| | | ○ | ○ | | | ○ | ○ | | ○ | | ○ |
| ○ | | ○ | ○ | | | ○ | ○ | | ○ | | ○ |
| ○ | | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ | ○ | | |
| | | ○ | | ○ | | | | | | | ○ |
| ○ | | | | ○ | ○ | | ○ | | | ○ | ○ |
| ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| ○ | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| | | | | | | | | | | | ○ |
| | | ○ | | ○ | | | | | | ○ | ○ |
| | | ○ | | ○ | ○ | | | | | ○ | ○ |
| | | ○ | | ○ | ○ | | | | | | ○ |
| | | ○ | | ○ | | | | | | ○ | ○ |
| | | ○ | | ○ | ○ | | | | | ○ | ○ |
| | | | | | | ○ | | | | ○ | ○ |
| | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | ○ |
| | | | | | | | | | | ○ | |
| | | | | | | | | | | ○ | ○ |
| | | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | | ○ | ○ |

と施策との対応一覧

第1章

第2章

第3章

基本計画とSDGsの関連性





第4章

第5章

第3節 関わりの深いSDGsの目標

図7に示すとおり、基本計画に位置付けられた28の施策は、SDGsの目標のいずれかに関連しており、また、SDGsに掲げられた17の目標も、基本計画に位置付けられた施策のいずれかに関連しています。SDGsの目標のうち、関連する施策数が多かったものは、次の4つとなります(上位3位まで)。

表7 関連する施策の多いSDGsの目標(上位3位)

| 目標 | 目標の内容 | 関連する 施策数 |
|---|--|-------------|
|  17 パートナーシップで 目標を達成しよう | 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する | 22 |
|  11 住み続けられる まちづくりを | 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする | 14 |
|  8 働きがいも 経済成長も | すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する | 13 |
|  4 質の高い教育を みんなに | すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する | 13 |

SDGsの目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」では、先進国と開発途上国との連携に関する具体的な目標のほか、官民や市民社会のパートナーシップの推進に関する具体的な目標が位置付けられています。

市において、施策推進の基本姿勢としている「協働のまちづくりの推進」は、施策全般に横断的に関わるものであることから、この目標に関連する施策数は、非常に多くなっています。

また、これ以外では、まちづくりや経済成長、教育に関する目標に関連する施策が多くなっています。

第4章 計画の進捗管理方法

第1節 PDCA * サイクルによる進捗管理

第2次計画が、「あきる野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を内包するものであること等を踏まえ、将来都市像「豊かな自然と人々の絆に包まれ 人やまち、文化を育む 安全・安心なまち あきる野」の実現に向けて、基本計画の各分野に設けた成果目標等を用いて、毎年度、施策の進捗管理を行い、必要に応じて、施策の推進方法の見直し等(改善)を行います。

また、基本計画の見直しに当たっては、基本計画の成果を検証し、その結果等を反映させていきます。なお、進捗管理は、PDCA*サイクル(計画-実行-評価-改善)の手法を活用します。

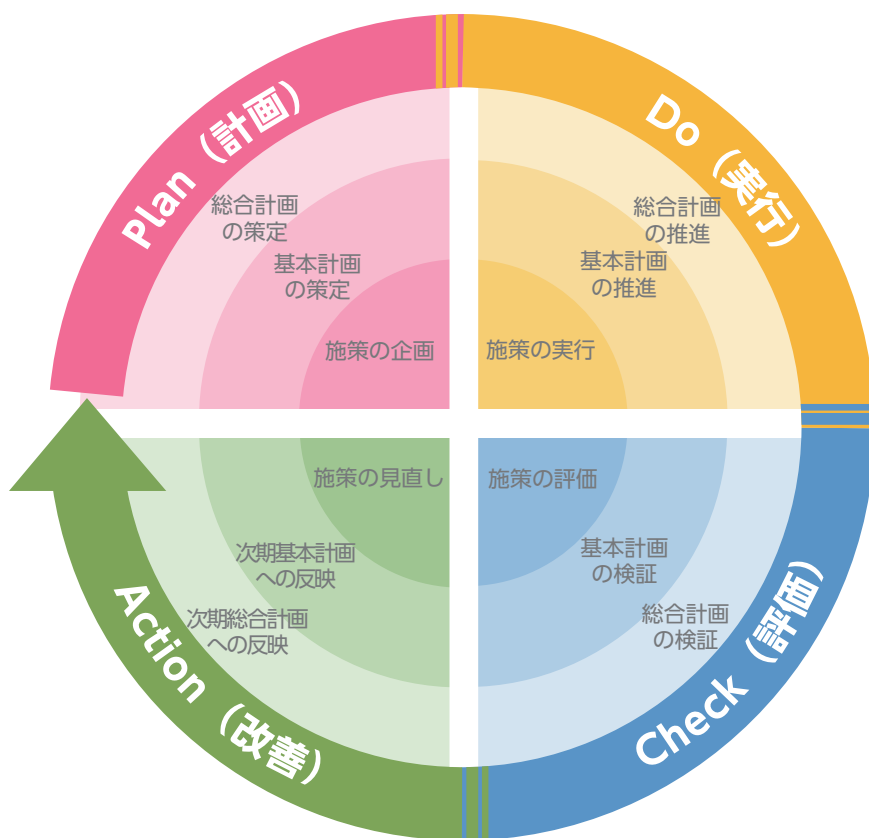


図8 PDCA*サイクルによる進捗管理のイメージ

第2節 進捗管理の体制

第1節で示す基本計画の進捗管理は、あきる野市総合計画審議会にて審議し、その結果を市に報告します。報告された結果は、市の行財政の基本方針、重要施策等を審議決定する経営会議*にて審議します。

第1章

第2章

第3章

基本計画とSDGsの関連性

第4章

計画の進捗管理方法

第5章

SDGsの17の目標のうち、関連する目標について、アイコンを用いて表示しています。

第1章 都市整備分野

第1節 快適で住み続けられる都市づくりの推進



市が主に取り組んできた内容や、施策を取り巻く環境の変化など、施策の現状を記述しています。

現状

- 市では、都市計画マスタープラン*に基づき、良好な市街地の創出と、快適で住み続けられる都市づくりの推進に向け、計画的なまちづくりに取り組んでいます。
- 市の行政区域7,347haのうち、森林や丘陵地などの自然地は、7割を占めています。市街地は、台地部を中心に形成されています。また、市の全域は都市計画区域*で令和3年(2021年)4月1日現在の市街化区域*は16.3%(1198ha)、市街化調整区域*は83.7%(6,136ha)となっています。
- 市では市内に点在する空き家について、防災・衛生上の観点から、適正管理を推進するほか、利活用により空き家の解消を図るため、あきる野市空家等対策計画を策定し、総合的な空き家対策を進めています。

今後5年間を見据え、取り組むべき課題と対応の方向性を記述しています。

課題と対応の方向性

- 震災・風水害、これらに起因する土砂災害などに備えた防災まちづくりや圏央道の整備効果等を生かした産業機能・拠点機能の強化など、持続可能な都市づくりや地域特性に応じた適正な土地利用の誘導を今後も継続することが必要です。
- 人口減少社会においては、地域の特性や課題を踏まえながら、既存のストックを有効に活用し、まちづくりを進める必要があります。また、都市機能の集積や、地域の生活機能の維持に向けて、都市のスポンジ化*対策を推進しながら、循環型社会*の形成や成熟期に移行した都市づくりへと方向転換を図ることが必要です。

課題を解決するための基本的な方針を記述しています。

基本方針

- 人口減少社会における自立性の高い都市の形成に向け、地域の特性に応じて、市民の生活を支える様々な都市機能や居住機能を再編・集約し、集約型の地域構造を有する都市づくりを進めます。
- 既存ストック*の有効活用のほか緑豊かな環境の創出や地区にふさわしい土地利用を誘導するなど、快適で住み続けられる都市づくりを進めます。

施策の目標を成果目標で示しています。ただし、適当な成果指標(アウトカム)がない場合は、活動指標(アウトプット)で示しています。年度合計、年度平均で表し、累計の場合は年度末までの累計です。

※特に記述がある場合を除く。



施策の成果目標

| 項目 | 実績値 | 目標値 |
|-----------------------------------|-------|------------------|
| | 令和2年度 | 令和8年度 |
| まちづくり案(地区計画*等)の策定数 | 0か所 | 2か所 |
| 産業系土地利用面積 (武蔵引田駅北口土地区画整理事業区域内) | 0ha | 2.8ha (令和7年度) |
| 土地区画整理事業進捗率(事業費ベース) | 5.5% | 100% (令和7年度) |
| 管理不全の空き家の是正済み件数 | 115件 | 200件 |

施策の内容

1 計画的な土地利用の推進

①地区の特性に応じた適正な土地利用の推進

都市計画マスタープラン*による計画的な市街地形成の推進、都市農地や自然環境等に優れた区域の開発の抑制を図るなど、人口減少社会に対応したまちづくりに向け、地区の特性に応じた適正な土地利用を推進します。また、都市のスポンジ化*対策や循環型社会*の形成、成熟期に移行した都市づくりの必要性を踏まえ、民間や公共を問わず、地域の既存ストック*を有効に活用していきます。

②圏央道インターチェンジ周辺地区の土地利用転換の推進

初雁地区や秋川高校跡地など、圏央道あきる野インターチェンジ及び日の出インターチェンジ周辺地区については、地域の特性に応じた適正な土地利用転換を推進します。

2 居住環境の整備

①宅地開発事業等への指導

中高層建築物の建設や一定規模以上の開発行為といった宅地開発事業などに対しては、生活環境の向上や公共・公益施設等の立地を考慮し、地域と調和の取れた計画となるよう、開発事業者に対して必要な指導を実施します。

②地区計画*等を利用したまちづくりの推進

地区計画*による地区施設の整備計画が定められている地区においては、計画に沿って道路や広場などの基盤整備を進めます。また、新たな開発や既存のまちの環境保全などを図るため、地区計画*等を活用したまちづくりのルールづくりを推進します。

第1章

都市整備分野
第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

課題を解決するため、基本方針を踏まえ、具体的な施策や取組内容を記述しています。

個別施策のタイトル

個別施策を構成する、具体的な取組を記述しています。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

施策の見方(各論の読み方)

